

高齢者虐待追放！ひとりで抱え込まない介護を。



今回の熊本地震で被害にあわれた皆様、余震への不安のなか過ごされている皆様に心よりお見舞い申し上げます。2000年にスタートした介護保険制度はかなり浸透してきつつありますが、制度が開始されてもなおその後10年で少なくとも400件もの高齢者介護をめぐる殺人、心中事件が起き、社会問題となりました。この状況を一刻も早く打開するために高齢者虐待防止法が施行されてから10年。暴力だけでなく、介護放棄、暴言、高齢者の財産の不当な処分などを含むいわゆる「シルバー・ハラスメント」はまだ絶えることがありません。福岡県では、昨年度、通報から虐待が判明した409件中、約半数が介護が困難であるといわれる認知症の方でした。そして虐待した養護者は息子、夫の順に男性が多く、介護と仕事が両立できずに職を辞し、経済的に困窮するなかで困難な介護や慣れない家事を一身に背負い、将来を悲観してうつ状態におちいって暴力に走った痛ましいケースも目立ちました。

こんな辛い事件はもうおこるべきではない。その思いから、二月定例県議会で質問を行なって参りました。深刻な事態に陥る前にサポートの手が差し伸べられていれば回避できた事件も数多くあることでしょう。要介護者のためにも、養護者のためにも、虐待には早期発見が非常に重要なことです。家族間のことから、

月刊脊振

福岡県議会議員
(南区選出)
ひぐち明
県政活動報告誌



時には言葉がきつくなることも、喧嘩になることもありうることです。また老老介護の場合などは、体力的にも衛生的な環境で手厚い介護をしていくことが困難なケースが多く、虐待と日常との線引きは難しいという問題点もあります。しかし、養護者本人に自覚がなくなるとも、また虐待を受けている高齢者自身が隠そうとしても、異様な状況であれば周囲には虐待の雰囲気や伝わるものです。

通報しやすい仕組み作りで早期発見

そこで、今後はより通報しやすい仕組みづくりを急がなければいけません。現在、福岡県では各区役所の福祉課や各学区ごとに設置された地域包括支援センターへの通報をお願いいたしますが、例えば地域を問わずご連絡いただける総合窓口を用意し、窓口が案件ごとに地域包括支援センターに振り分けるかたちで地域に密着したこまやかなケアを行うようにすることが有効でしょう。そして虐待だと確認された場合は専門家が助言・指導を行うほか、必要に応じてショートステイの利用や一時入院など一時避難の対応を行うなど、早期に日常生活に復帰できるようにサポートを強化すべきだと思います。

虐待に走る養護者を減らすためには、養護者がひとりで負担を抱え込まないよう、制度を容易に活用していただけるような配慮も重要です。たとえば出前講座の開催やパンフレットの配布など広報の強化はもちろんのこと、認知症高齢者のご家族への介護教室や相談窓口の設置、サポート医の養成のため一層の努力をすべきだと考えます。また、国の方針として個室と共用スペース併用のユニット型の施設を増やしていき、経済的余裕のない方には入所への補給給付を行っていきまが、やはりこのような施設は負担金が高くなるため、私としては負担の少ない多床室という選択肢を狭めないよう、一定の床数を保持することを働きかけていきます。だれもが日常生活のなかで介護と向き合っている社会作りのため、ぜひ皆様も地域での見守りやお声がけのほどお願いいたします。